

罹患率は1966年に4.27%で、1970年には5.12%に上昇していた。しかし、1970年の罹患率は流行性のインフルエンザ（1,000人当たり113.7件）による例外的に高いものであった。疾病休暇の平均的な長さは16.44日で、この数値はきわめて高い。短期的な呼吸器疾患の増大という見地からみれば、このような状況はとくに驚ろくべきことである。疾病の子供を世話する人びとへの諸給付（看護給付）にかんする支出も、同一期間に5,410万コルナ増加していた。その金額は予算総額の1.37%に相当している。全般的な支出増大の主要な原因は「非生物学的」な欠勤によるものである。このタイプの欠勤を減らすために試みられた一連の手段が1970年に採用された。労働条件、安全手段、および保健を改善することにより、罹患率を引下げするために、新しい手段も必要とされた。

人口政策を支持するように工夫された諸給付（母性手当と家族手当）の支出も増加した。1946—50年の1,000人当たり21人から1969年の1,000人当たり13.9人と1970年の14.9人に出生率が低下した好ましくない状況のために、これらの諸給付は必要である。（家族手当の受給者1人当たりでは、平均1.69人の子供が養育されていた）。最近の増加は人口構造の変化によるものである。

新しい現物給付は追加的な温泉療法に限られているが、損なわれた健康の回復を助けたり、あるいは健康を損なうのを予防するような処置に対して、1970年には15,590万コルナの支出が認められた。これらの支出は医療の一部を形成する通常の温泉療法に加えて支払われたものである。

現金による出産手当は1月当たり約20,000人の女子被用者に支給を認められた。1971年春に、その人数は27,000人に増加し、その水準で安定した状態になっているようである。その費用は月額で約1,400万コルナである。

なお、本稿には、支出より10%少ない収入の詳細な状況も示されている。

Nemocenske Pojisteni v Roce 1970-vysledky
hospodareni v CSR, Narodni pojisteni, No.
7, 1971, pp. 14 - 19 ; No. 29, '72/3.

年金制度の改革

Andrzej Tymowski

（ポーランド）

本稿では、筆者は現在実施されている被用者とその扶養家族にかんする年金制度の利点を論述している。しかし、最低生計費という見方からみて、また、すでに支給されている年金の価値低下という観点からみて、筆者は平均賃金もしくは少なくとも生計費指数の上昇に応じて、年金を再評価するためある提案を明確に論述している。

1968年の法律は年金受給者の生活水準を上げるのに寄与した。1968—70年に、平均的な年金額は12%上昇し、その金額は1,610ズロティになった。支出は1967年の49億ズロティから1970年の95億ズロティに増加した。公式の統計によれば、生計費は同じ期間に5%上昇していた。年金の増額がいかんにかんして年金受給者に分配されたか、またPiotrowskiによって明示された2つの基本的な判断基準が固執されているかどうか問題がある。

それらの判断基準は次のとおりである。

年金額はその国の社会的かつ文化的な発達の水準に応じて社会的な最低基準であると承認された基本的必要性をカバーするものでなければならないし、また、年金受給者とその扶養家族にとって十分なものでなければならない。年金額は年金受給者が稼得活動を行なっているときに、当人の取得した賃金の水準を反映しなければならない。

筆者は社会的な最低基準が何を留意しなければならないかを示している。年金受給者は妥当な設備をもつ政府の住宅基準に合致するアパート、年金の受給開始後の期間を平均12.5年という観点からみた新しい衣服と靴（稼得活動に従事するのに要求される基本的な品目）について妥当な金額、妥当な水準による基本的な栄養、休日の、もしくは家族や友人を訪問するために行なう年に1回の旅行、および日刊紙、ラジオ、月1回の映画や劇場の入場券などのような基本的文化のニーズを享受することができるべきである。

その社会的な最低基準は月額1,202ズロティであると評価されている。しかし、1970年には、年金受給者の24.8%が月額1,100ズロティ以下で、1,100ズロティから1,249ズロティの人びとは13%であった。年金の支給が認められた年と関連させて年金額を検討すれば、以前に支給を認められた年金額は最低の年金額より低いことが判る。

さらに、年金の支給認可は本人自身の権利で年金の受給資格を取得できない被扶養の妻を考慮していない（年金受給者の妻のうち、25%がこれに該当する）。

また、年金は支給の認可以前にどれだけ稼いだかという点を考慮して計算されるが、しかし、部分的には生計費の上昇による賃金の平均的上昇を考慮していない。

筆者は現行年金制度の弱点について、次のように要約している。

- a 少なくとも社会的最低基準をもつ年金額保障が欠けている。それは年金の支給認定時だけでなく、年金の支給期間を通じて指摘される。退職した男子がその後12.5年の平均余命をもち、女子が19年であるという事実からみて、これは欠くことのできない点である。
- b 年金は扶養家族を考慮しない方法で支給を認められている。働らいていない

妻は本人自身の名前で年金に対する権利をもっていないが、かれらを援助する必要がある。これらの高齢者は年金受給者の約25%に当り、かれらの物質的な立場はきわめて困難な状態におかれている。

- c 年金は支給を認められた年により異なるべきでない。人びとは、たとえば、かれらの経験、熟練などのように、労働期間中における貢献を考慮して年金の支給を認められている。かれらの経験に何も考慮しないということは変ってしまったが、かれらは新しく認可された年金と比較すれば、より低い年金を受給している。これはとくに高度な熟練をもっている人びとに影響を与えており、さらに、かれらは年金総額の評価に対する制限を定めた規則により、最も大きな影響を受けている。
- d 年金制度は賃金上昇に対して年金を自動的に調整する規則をなんらもっていない。その結果、年金受給者は生活水準の上昇による分配分を得ることが認められていないし、受給している年金の価値の低下をもたらす社会的な最低基準の変化（物価上昇）に対する自動的な調整もっていない。

このような状況を修正するには、何をなすべきであろうか？

最も効果的な手段は平均賃金の変化に対して、同一の比率で年金を自動的に調整することであろう。これは年金受給者にとって生活水準の上昇から十分な利益を与えることになるであろうし、また、古い年金受給者と新しい年金受給者の間に平等化を認めることになるであろう。

しかし、これは最高の必要条件である。もし、この国のもっている現在の可能性からみて、現実的でないことが発見されるならば、よりおだやかな選択が提案される。すなわち、それは物価上昇に対して年金を自動的に調整することである。これは年金の実質価値を保証するであろう。

その他の解決すべき問題は、被扶養の妻を扶養する人びとに利益となる年金に変化をもたせることである。

O dalsze doskonalenie systemu emerytalnego,
Pracai zebezpieczenie społeczne, No. 12, 1971,
pp. 2 - 7 ; No. 45, '72/3.

職業安全と社会保障

Risto Saarinen

(フィンランド)

本稿には、フィンランドにおける職業安全の組織と発達、および職業安全と社会保障の関係が論述されている。

職業安全は近代的な社会政策にとって何よりも優先すべき基本的な任務であるが、その費用は比較的小さい。1972年に、政府と自治体によって調達された職業安全の支出は450万マルカで、それは社会保障支出総額の約0.1%にすぎなかった。フィンランドでは、職業安全は労働時間、年次休暇、および労働協約にかんする法律的行為の監督も含んでいる。その監督の仕事は社会・保健省、同省に従属する各職業安全機関、および自治体の労働監督官に属している。

労働災害と職業病の発生件数を示す統計は、件数が上昇してきたことを示している。1968年には、災害の発生件数が162,945件で、そのうち死亡が327件、永久的廃疾が2,218件であったが、1971年における状況を予測でみれば、約213万人の経済活動に対して、災害の発生件数が約28万件、死亡が400件であった。この災害件数は約50万人の農民と自営業者を含んでいない。災害の発生件数は職業

別によって異なる。最も危険な職業は、毎年の平均で労働者1人当り1件の災害が発生する港湾労働者である。職業病は災害に匹敵し得る。しかし、1年当りで支払われた補償件数は一般的な状況を反映していない。毎年約1,200—1,500人の人びとが補償をうけているが、職業健康協会によれば、災害件数は少なくとも5,000件である。

1917年以来、被用者は強制的な災害保険でカバーされてきた。災害による労働喪失日は毎年約650万日である。被用者は約8,000万マルカの賃金を喪失しており、使用者は拠出として約4億マルカを支払っている。災害保険の補償支払い額は約14,800万マルカとなっている。

労働災害の発生件数と補償の支払い額、およびそれらによる損失は、職業安全に対する判断基準として検討することができる。職業安全の維持に要求された各基金は、補償費のほんの一部を示すにすぎない。

法令による職業安全の組織と内容は、1927年の労働監督法に規定されている。しかし、商工業の急速な発達により、この法律はもはや必要条件を満たしていない。さらに、その法律の制定以後、職業安全にかんする多数の規則が制定されてきた。これらの理由から、昨年秋に、社会・保健省により2つの政府委員会が設けられ、職業安全の運営と管理にかんする新しい法律を設けるために幾つかの法案が用意され、現在、それらは国会に提出されている。

Työsuojelu ja Sosiaaliturva, Sosiaalivakuutus, No. 6, 1972, pp. 22 - 25 ; No. 54, '72/73.